

西東京市介護予防・日常生活支援総合事業の単価改定について

介護予防・日常生活支援総合事業における「国が定める単価」の改定(平成 30 年2月9日付厚生労働省事務連絡参照)が平成 30 年 10 月1日に予定されていますが、西東京市の各サービスにおける改定対応は、それぞれ以下のとおりとなります。

訪問型サービス

国が定める単価の見直しの概要	西東京市における改定対応	
	介護予防訪問介護相当サービス(A2)	市独自基準の訪問型サービス(A3)
○ 生活機能向上連携加算の充実 <現 行>100 単位/月 ⇒<改定後>加算(Ⅰ)100 単位/月 加算(Ⅱ)200 単位/月	左記の見直し内容を適用	改定なし (生活機能向上連携加算はなし)
○ 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬について、減算対象の建物の範囲の見直し <現 行>養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。 ⇒<改定後>建物の範囲は限定しない。	左記の見直し内容を適用	左記の見直し内容を適用
○ 訪問介護において創設される生活援助中心型研修の修了者について、総合事業の訪問型サービスにおいても従事することを可能とする。	左記の見直し内容を適用	左記の見直し内容を適用
○ サービス提供責任者の役割や任用要件等の見直し ア サービス提供責任者の任用要件・減算の一部廃止 イ 口腔・服薬状況等の情報共有責務の明確化 ウ 自事業所のサービス利用の不当な働きかけの禁止 (詳細は厚生労働省事務連絡参照)	左記の見直し内容を適用	左記の見直し内容を適用 (ただし、訪問事業責任者について、ア、イの改定は適用しない。)

通所型サービス

国が定める単価の見直しの概要	西東京市における改定対応	
	介護予防通所介護相当サービス(A6)	市独自基準の通所型サービス(A7)
○ 生活機能向上連携加算の新設(200 単位/月) ※運動器機能向上加算算定の場合は 100 単位/月	左記の見直し内容を適用	改定なし (生活機能向上連携加算はなし)
○ 機能訓練指導員の対象資格に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加	左記の見直し内容を適用	左記の見直し内容を適用
○ 栄養改善加算について、外部の管理栄養士の実施でも算定を認める。	左記の見直し内容を適用	左記の見直し内容を適用
○ 管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護予防ケアマネジメントの実施者等に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設(5単位/回 6月に1度を限度)	左記の見直し内容を適用	左記の見直し内容を適用
○ 通所型サービスと訪問型サービスの併設事業所でサービス提供に支障がない場合について、事務所等の共有が可能であることを明確化	左記の見直し内容を適用	左記の見直し内容を適用

共通事項

国が定める単価の見直しの概要	西東京市における改定対応
○ 地域区分について、給付に準じた見直し (訪問型・通所型・介護予防ケアマネジメント)	左記の見直し内容を適用(平成 30 年4月1日施行) ※3級地に変更なし(訪問型:11.05、通所型:10.68、ケアマネジメント:11.05)
○ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)は、給付と同様の期日までの間に限り算定可 (訪問型・通所型)	左記の見直し内容を適用